

近江八幡市まち・ひと・しごと創生懇話会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項の規定に基づき策定した近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の推進に関して広く意見を聴くため、近江八幡市まち・ひと・しごと創生懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の効果の検証及び見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

(構成)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 総合戦略の取組に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、座長は委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、懇話会の議事の進行を行う。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。